

大隅産農畜産物産地づくり・販売促進強化事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

関西圏における大隅産農畜産物や加工品の認知度やブランド力向上を図るため、オール大隅の農畜産物としての販売促進活動等を行い、需要拡大や販路開拓への取組を促進する。

2 委託業務の内容

具体的な内容は、別紙「関西圏における大隅産農畜産物等販売促進に関する委託業務の内容」のとおり。

3 イベント実施中の事故

イベントの実施中における事故については、県は一切責任を負わないものとする。

4 業務の実施

- (1) 本事業が県との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、県監査委員の監査対象となる場合があるので、その場合は監査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (3) 事業を実施するに当たり、県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類を事業終了後5年間保存しておくこと。

5 業務の進捗状況等の報告

業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託業務の進捗状況を適宜報告し、県との調整を図ること。
- (2) 委託業務が終了したときは、速やかに、実績報告書を作成し、県に提出すること。

6 委託事業に係る経費等

(1) 対象経費

- ア 事業の実施に当たり特に直接必要と認められる経費
- イ 管理費

(2) その他

事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託費を減額する場合がある。

7 その他

受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

関西圏における大隅産農畜産物等販売促進に関する 委託業務の内容

仕様書の「2 委託業務の内容」は、次のとおりとする。

○ 関西圏における大隅産農畜産物を有効に活用したイベントの企画・運営

1 イベント内容

(1) 大隅産農畜産物等の実演販売の実施

ア 実施日

- ・実演販売の実施日数は、7月下旬～9月上旬のうち2日間とすること。

イ 会場に関する事

- ・集客力を考慮の上、より効果的な開催会場を選定すること。
- ・会場の確保や装飾、会場管理者との調整、実演販売実施に必要な什器等の準備は受託者が実施すること。

ウ 販売に関する事

- ・商品の配送、管理、会計等の販売実施は受託者が行うこと。
- ・販売形式は、出店事業者が現地に来場し、直接販売する方式を基本とし、その場合の販売手数料は取らないこと。(但し、委託販売方式も可能とすること)
- ・会計業務は受託者が一括で行い、イベント後の出店事業者への売上げ授受についても受託者が実施すること。
- ・商品の決済方法は、キャッシュレス決済も使用可能とし、決済手数料やレジ業務に係る人件費等は委託費に含め計上すること。

エ 出店事業者との調整について

- ・商品の数量調整、発送確認等のイベント開催に係る出店事業者との調整は受託者が行うこと。
- ※事業者の募集・選定は委託者が実施。

オ 広報について

- ・効果的な会場装飾やポスター等の配布やSNS等を活用し、実演販売の売上、来場客を伸ばすための活動を企画、実施すること。

(2) 大隅産農畜産物等を利用した飲食店フェアの実施

ア 実施日

- ・フェアの実施期間は、7月上旬～9月上旬のうち2週間程度とすること。

イ 会場に関する事

- ・集客力を考慮の上、より効果的な開催店舗を選定すること。
- ・飲食店との調整、広報宣伝、フェア実施に必要な準備は受託者が実施すること。

ウ 使用食材について

- ・フェアで使用する食材等については、委託者と調整のうえ選定すること。

エ 広報について

- ・ポスター等の配布やSNS等を活用し、フェアの売上、来場客を伸ばすための活動を企画、実施すること。

※ 大隅産農畜産物等の定義

- ① 農畜産物については、鹿児島県大隅地域で生産、収穫されたものであること。
- ② 農畜産物以外の商品（加工食品）については、以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 地域内の素材を利用し、地域内で製造・加工し、販売しているもの
 - ・ 地域内の素材を利用し、地域外（県外含む）で製造・加工し、地域内の素材を利用していることを明示して販売しているもの

2 留意事項

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 各委託内容が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。
- (2) イベント実施にあたっては、鹿児島県大阪事務所、関係団体等と連携を図ること。
- (3) イベント実施に係る費用は、全て委託費の範囲から支出すること。
- (4) イベント実施において、費用対効果、関係法令や安全に配慮すること。